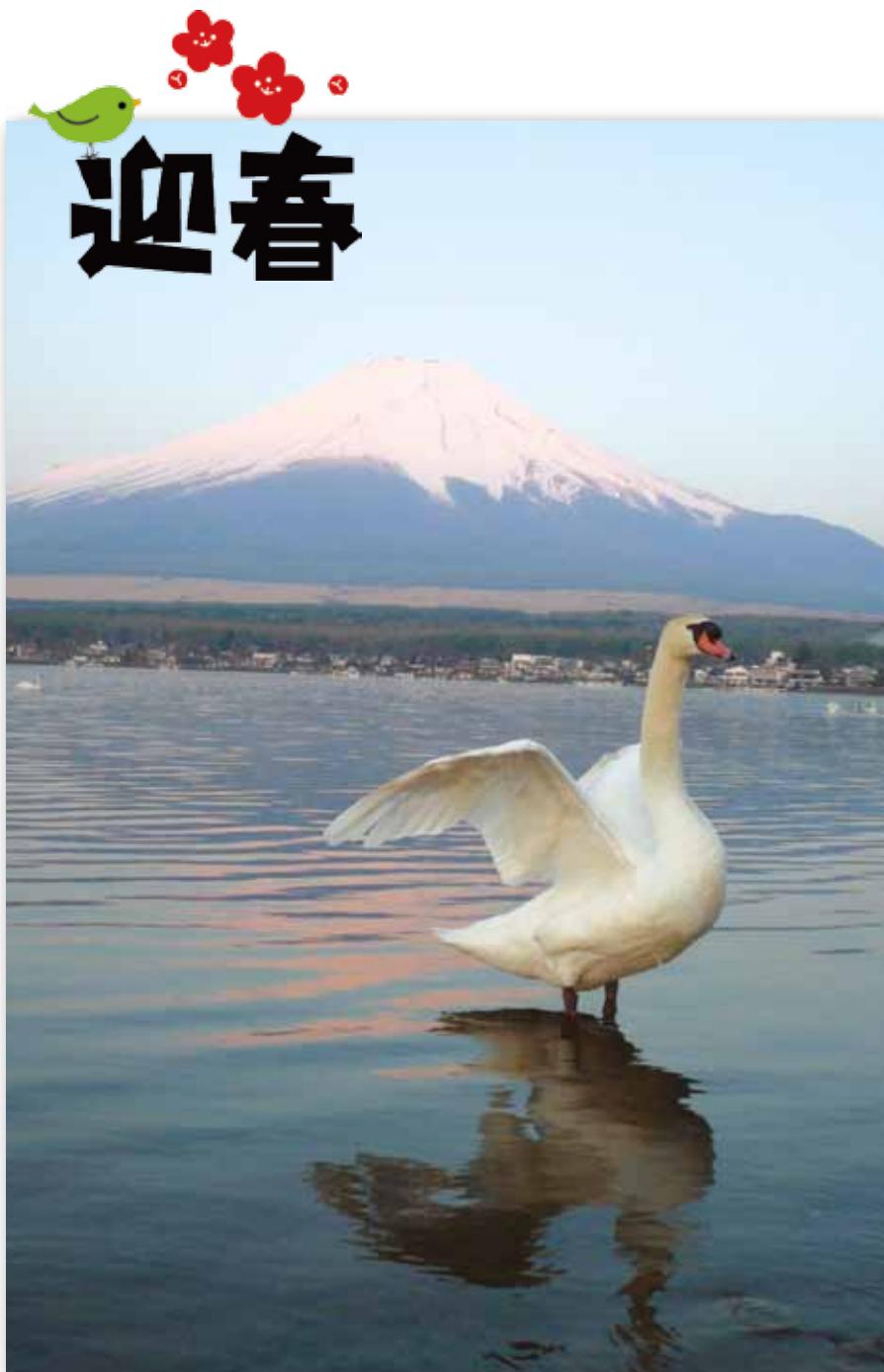


# おおさか西

発行所 近畿税理士会西支部 〒550-0021 大阪市西区川口2-7-6 公益社団法人 西納稅協会内

発行人 神田 有啓

編集人 松元 早仙



あけまして  
おめでとうございます。



世界文化遺産(富士)に舞う (津國 孝二会員)



# 新年のごあいさつ

支部長 神田有啓

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様には、益々ご清福にて新年を迎えたことと心よりお慶び申し上げます。

平素は、支部の会務運営に格別のご理解と温かいご支援を賜り、お蔭様で支部の諸行事が順調に実施できることを衷心より厚く御礼申し上げます。

昨年はまさに自然災害に見舞われた年でした。日本各地で度重なる台風の襲来や局地的なゲリラ豪雨、竜巻などで大きな被害がもたらされるなど人間の備えの無力さを改めて感じたところであります。被害に遭われた方には心よりお見舞いを申し上げるとともに、一日も早い復旧・復興を願うばかりです。

一方、富士山が世界文化遺産に登録され、2020年の東京オリンピック開催が決定するといった明るいニュースもありました。

また、日本経済は安倍政権への交替からまる1年が経過し、アベノミクス効果により行き過ぎた円高が是正され、株価も回復するなど一定の成果が見られましたが、未だ確かな回復基調に入ったとは言えない経済状況の中、政府は消費税増税に伴う景気の腰折れを回避するため5兆円規模の新たな経済対策を決定し、復興特別法人税の1年前倒しの廃止や国際的に今なお高い水準にある法人実効税率の引き下げ検討を進めるなど、持続的な力強い経済成長に期待するところであります。

本年4月には消費税率8%への引上げを含む改正消費税法が施行されるなどます複雑化する税制の中で、私たち税理士は納税義務者からの一層の信頼に応え、納税義務の適正な実現に向けて努力し、税理士の社会的地位の更なる向上とより良い税理士制度の確立を図るべく研鑽することが必要であると考えております。

支部としましては、税理士に対する社会からの認識をより高めるため、今後も地域社会に密着した税務支援、公益的業務への対応や租税教育への参画等、公共的使命を強く意識した社会貢献活動を一層推進してまいりたいと考えております。

電子申告・電子納税をはじめとするICT化への対応はもちろん、中小企業の会計に関する指針の定着や書面添付制度の積極的活用など、会計の専門家としての意識高揚と業務水準の向上を図るために研修の一層の充実に努めてまいりたいと思っております。

間もなく所得税確定申告期がまいりますが、税理士に課された社会的責務を果たすとともに、その実施を通じて納税者に税理士制度の理解を深めていただくためにも重要な施策ですので、会員の皆様には積極的に従事いただきますようお願い申し上げます。

結びにあたり、この新しい年が会員の皆様にとりまして一段と飛躍の年となりますようご祈念申し上げ、新年のごあいさつといたします。

## 次 ●●●

委員会だより

- |                  |      |
|------------------|------|
| 新入・転入会員オリエンテーション | (11) |
| 研修会              | (12) |
| ダイレクト納付に関する支部研修会 | (12) |
| 麻雀大会             | (12) |
| 麻雀大会に参加して 吉村 政勝  | (13) |
| 消費税・青色申告簿記教室     | (13) |
| 講師感想             | (13) |
| 西税務署からのお知らせ      | (14) |
| 大阪府・大阪市からのお知らせ   | (16) |
| 新入・転入会員のご紹介      | (18) |
| 会員の動き            | (19) |
| 編集後記             | (20) |



## 年頭のごあいさつ

西 稅務署長 こう づき  
上 月 つとむ 勉

新年、あけましておめでとうございます。  
近畿税理士会西支部会員の先生方におかれましては、新春を健やかにお迎えのことと心よりお喜び申し上げます。

昨年は、豪雪、猛暑、竜巻をはじめ台風30号によるフィリピンでの大災害の発生など異常気象に翻弄された中、「アベノミクス」と称される経済政策の強力な推進により「失われた20年」の転換点との兆しも感じる上、「2020年の東京オリンピック」の開催が決定されるなど、経済効果の波及が期待されるうれしいニュースもありました。

さて、最近の税務を取り巻く環境は、厳しい定員・予算事情の下、高度情報化社会の急激な進展に伴う経済取引の国際化、広域化により複雑性・困難性が増しております。

私どもの使命は、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実施する」ことであり、この使命を果たすためには、事務の簡素化・効率化、納税者利便の向上など、限られた人員や予算を最大限活用していくとともに、一般の納税者の皆様には親切かつ丁寧な対応を心がける一方、悪質な納税者には厳正な態度で臨むことで、国民の皆様の理解と信頼を得ることが重要であると考えております。

ここに改めて、職員一人一人が一丸となって日々前向きに取り組んでいく所存であります。

さて、ここ数年来取り組んでおりますe-Taxの普及と定着につきましては、先生方の絶大なるご協力のおかげで順調に推移しておりますが、更なる利便性の向上と事務の効率化に資するため、本年も国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」の利用定着やダイレクト納付の普及、加えて、4月からの消費税率引き上げに伴う新たな課題にも全力で取り組んでいく所存でございます。

しかし、こうした取組みは、一人税務署のみの力でなし得るものではなく、先生方のご協力が不可欠であることは言うまでもありません。

本年は、先生方におかれましても税理士法改正に向け、大きな節目の年であるとも聞いておりますが、「納税義務の適正な実現を図る」という共通の目標を掲げる税務行政の良き理解者として、これまで以上のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たり、本年が先生方にとりまして、なお一層の飛躍と繁栄の年となりますよう心から祈念いたしまして、新年のごあいさつとさせていただきます。

あけましておめでとうございます

西支部役員一同

支 部 長	神 田 有 啓
副支部長	河 井 俊 幸
"	笠 原 努
"	高 橋 修 司
"	松 元 早 仙
"	鳥 家 誠

副支部長	山 本 仁 昭
"	新 井 和 彦
監 事	長 谷 川 宗 平
"	木 下 正 明
"	三 原 秀 章

# 新春まわり年特集



- ①午年生まれの自分なりに思っている特徴
- ②新年にあたっての今年の抱負
- ③新年の過ごし方又は思い出
- ④好きな言葉(座右の銘など)

## 昭和5年生まれ

田 中 保 良



### 1. 特 徴

子供の頃から（祖父）我が家のDNAが村役、薦役、世話役、が絶えることなく巡り来る、性分を引き継ぎ私も、現時点で自治会監事35年目・老人会長12年目。地元に出来うる限り奉仕に努めています。

### 2. 今年の抱負

10数年前より、古寺参りに凝り、西国33観音巡礼から始まり、四国88ヶ所まで延べ600ヶ寺を数え今3回目の新西国33ヶ寺に挑戦中です。88才まで体が続ければもう一度、四国88ヶ所巡礼が目標です。

ニュージャパンに23年運動に通っています。

### 3. 新年の過ごし方又は思い出

成田不動さんが近くですので、初詣でを済ませると静かに、新年に向かえます。

### 4. 座右の銘

先の日米戦争の申し子です、戦前よりこれ一本です。

できる・やろう・やらねばならぬ

国際化する現代において、諸外国と対等な話あいが出来、きちんと（NO）がいえる才能がある人が、日本を救い、世界をリードしていく「千里の馬」となる逸材である。

### 【午年生まれの人の性格】

長所 独立心、自立心が強い。洞察力が鋭い。頭の回転が速い。機転が利く。臨機応変な対応ができる。柔軟で陽気。明朗。社交家。話し上手。精力旺盛。既成概念にとらわれない。気前がよい。服装はオシャレ、独創的だが洗練されている。財産運用の才能に恵まれている。

短所 短期強情。動搖しやすい。根性がない。粘り強くない。怒りやすい。コロコロ気がかかる。せっかちで無駄砲。プライドが高い。変わり身が早い。金遣いが荒い。物を大切にする事が苦手。自己顯示欲が強い。

最近の政治家より観察、ご検討下さい。  
小泉純一郎。安部晋三。小沢一郎。  
志位和夫。

友常貴仁 書より

## 昭和17年生まれ

まつ 松 村 吉 雄



### 1. 特 徴

今年72歳、開業37年目。

ゼロからよくここまで頑張ってこれたと思います。

今は昔の勢いはないけれど、目の前のできることから着実にお客様に喜んでいただける仕事につなげたいです。

### 2. 今年の抱負

生涯現役、そのためには健康管理。

週1回のゴルフ。

週2回のジム通い。

年1~2回のカメラを担いでの気儘な海外一人旅。

少々くたびれてきましたが、健康につながる趣味は続けていきたい。

### 3. 新年の過ごし方又は思い出

ここ10数年間、正月は海外（オーストラリア・ゴールドコースト）でゴルフ三昧でしたが、今年は日本でノンビリの正月。

### 4. すきな言葉

一怒一老・一笑一若

かま た きん じ  
鎌 田 欣 司



### 1. 特 徴

親にはよくおまえは午年生まれだがほとんど巳さんがかかっていると言われた。意固地で頑固な面があり、楽天的、他人からはせっかちと言われる。

### 2. 今年の抱負

昨年はいきなり入院そして怪我などかなりトラブルがあったので、今年は健康管理に気をつけて趣味や旅行など充実した年にしたいと考えております。

### 3. 新年の過ごし方又は思い出

多分孫を相手に奮闘しているでしょう。

### 4. すきな言葉

一期一会

## 昭和53年生まれ

あい はら しん や  
相 原 進 矢



### 1. 特 徴

午年生まれという訳ではないですが、見た目とは違って意外と几帳面なくせに物忘れが多い、しかし神経質な面もあり、とても変わっている新人類と家内によく言われます。

### 2. 今年の抱負

人間性（人格力）をさらに磨いていく努力をします。

勉強のほうも諸先輩方に負けない様に頑張ります。

持病の痛風を再々再発させない様、健康に気を付けます。

### 3. 新年の過ごし方又は思い出

2012年12月に第1子（娘）が産まれましたが、産後1ヶ月は子育てが想像以上に大変で、年明け（2013年）の正月は休んでいたといつた感じが全くしませんでした。

これまでにない疲労感で新年を迎えたのを記憶しています。

2014年正月はそういった事から解放される

と思いますので、正月はゆっくり「ガキの使いやあらへんで」を観たいと思います。

### 4. すきな言葉

「やってやれない事はない、やらずにできる訳がない」

「失敗は成功のもと」

た ぐち あつし  
田 口 敦



### 1. 特 徴

明るさと前向きな姿勢をもっている人間賭け事に強い。

### 2. 今年の抱負

今年も、自己鍛成を怠らず、謙虚に笑顔で皆様をサポートできるように精進して参ります。

### 3. 新年の過ごし方又は思い出

家族とのんびり過ごす。

### 4. すきな言葉

雨を喜び、風を楽しみ。【長嶋 茂雄】

なか す か たか のり  
中須賀 高 典



### 1. 特 徴

特に午年ということで特徴を自分なりに持っているということはありませんが、小さいころは午年だから走るのは速くないと恰好が悪いと思っていたことはありました。

### 2. 今年の抱負

昨年度と特に変更はないですが、とにかくやり切りたいという思いでいます。

よく仕事をし、

よく遊ぶ。

### 3. 新年の過ごし方又は思い出

毎年1月2日には高知県に帰省し、母校ソフトボール部のOB会に出席しています。

昨年からは足摺岬にある足摺テルメというホテルの経営者の1人となっていますので、1月1日の初日の出をホテルから眺めたいと考えています。

### 4. すきな言葉

「三十六計逃げるに如かず」の意味

# おおさかくらば

## 私の趣味

つ　　なみ　　さ　　おり  
津　　波　　早　　織



この仕事をする前から、私は文房具が大好きです。特に好きなのが万年筆やボールペンなどの筆記具で、「趣味の文具箱」などの雑誌でペンの情報収集をするのが大好きです。

はじめてペンの綺麗さに目覚めたのが、先輩から論文祝いに頂いたカルティエのボールペンでした。初めて自分で買ったのはパーカーデュオフォールドのピンストライプのボールペンです。百貨店の筆記具売場で、数々の調印式に使用されてきたデュオフォールドのシリーズであること、ピンストライプが限定柄であることを知り、その綺麗さと書き心地に惹かれ、何日か悩んだ後に購入しました。就職して間もなくの私には高価なペンでしたが、初任給の残りとボーナスの一部、それに今までお祝いでいただいたお金等を少しづつ合算し、自分の頑張りと周囲の方々からの温かい気持ちの記念ということにして購入しました。そのペンは今でも一番のお気に入りです。数年後、他の百貨店で限定のはずのそのボールペンがセル品になっていたのは相当にショックでしたが…。

私は筆記具は道具だと思っているので、コレクションを増やそうという意識はありません。パーカーのデュオフォールドの後はモンブランのスターウォーカーのブルーのボールペンやペリカンの万年筆を購入しましたが、これらで字を書くのが本当に楽しいのです。私のペン好きを知る方から素敵なかんをプレゼントしていただくこともあります、ペンケースに並ぶ愛用のボールペンや万年筆は私の宝物です。

そんな私ですが、最近3色ボールペンの便利さを知ってしまい、ジェットストリームの3色ボールペンを手に取る機会が増えました。書きやすさは確かにジェットストリームが抜群です。それでも、愛用のペンを出してきてはインクを入れ替えたり、ひたすら字を書いたりする時間はまさに「趣味の時間」です。

## 税理士をめざすきっかけ

みなみ　　たに　　りょう  
南　　谷　　龍



登録6年目・開業2年の南谷です。

税理士をめざすきっかけになったできごとについて書かせて頂きます。ちょっと暗いです。

21世紀になる少し前の話です。

当時私は、総合電機メーカーでの勤続が10年を超えて、やりがいや社内政治の壁にぶつかっていました。この先、大企業の事務系管理職となり協調性を重視し定年まで過ごすのか、それとも30代半ばにしてリスク承知で税理士に転身を図るのか、決断できないまま、簿記の独学を始めました。

そんなある日、転勤した先の工場で、同じ課に在籍していた近藤さん（男性・仮名）が定年退職となり、送別会が行われました。近藤さんは現場出身で金型管理を担当していた寡黙な方でした。

課の行きつけにしている居酒屋の座敷を借りて20人ほどが参加した送別会はなごやかに進行し、やがて最後に記念撮影の運びとなりました。

撮影のため、全員が二列に並び、近藤さんが前列中央に座ろうとしたとき、課の庶務の女性が、折りたたまれた白い布を持ち出しました。

広げてみると横断幕のような長い布で、そこにはこう書かれています。

「親切で誠実な近藤さん、定年おめでとうございます」

なるほど、これを近藤さんの頭上に掲げて記念写真に入れます。無難で良い文言だな、気が利くな、と感心して、撮影後、その横断幕を見せてもらうと…

“近藤”の部分だけ、コピー紙に書いて幕に貼ってありました。

つまり、横断幕は部課の備品で、定年を迎えた方の送別会のたびに、名前の部分だけを取り替えて使っていたのです。

脳裏に、「親切で誠実な南谷さん」と横断幕を揚げてもらい記念写真に納まる60歳の自分の姿が鮮やかにイメージされました。

それ以後、本気で税理士試験の勉強を始めた私は、それから1年も経たずにその会社を退職し、今では「親切で誠実な税理士さん」をめざしています。

## 私の健康法

し みず たか ひろ  
清 水 孝 宏



千葉照夫税理士事務所でお世話になっております清水孝宏と申します。

私は昨春に税理士登録させていただきましたが、それまでは受験生活を送っており、勉強漬けで寝不足の日々が続き、あまり健康とはいえない状況でした。その頃の健康法といえば、息抜きに試験後に旅行に行くことくらいでした。ドライブを楽しみながらきれいな景色を眺め、現地で美味しいものをたくさん食べてゆっくり寝ると、一気にリフレッシュされたのを覚えています。

合格発表後は、夜に勉強しないでいいという開放感もあって、とりあえず毎日晚酌をし、ゆっくりする日々を送っていました。妻と共に酒を飲みながら夕食が2時間以上にわたることも珍しくありませんでした。その結果は火を見るよりも明らかで、体重の大幅増加に見舞われることとなりました。そんな中、秋に健康診断があり少し心配しましたが、結果はメタボでもなく、何も悪いところがありませんでした。

以前から通勤で家と最寄り駅の間を歩いていましたが、1年ほど前から、駅や事務所でエレベーター やエスカレーターを使わず階段を歩くようにしていました。駅は高架や地下になっていて乗換もするので7~8階分くらいありますし、事務所も6階にあるので、意外にいい運動になっていたようです。

今のところ、あえて身体を動かす趣味をもたなくても、毎日よく食べてよく眠り、ほどよく歩き、晩酌も楽しみながら自然な生活を送ることが私にとっての健康法なのかもしれません。とはいえる、年齢と共に運動量が少なくなりそうなので、健康診断の結果に甘んじることなく、学生の頃にしていた水泳など身体を動かす趣味もそろそろ始めようかと思っています。

冬の季節、税理士業界は繁忙期となりますので、風邪をひいたりしないよう、皆さま健康にお気をつけください。



## 私の習慣

まつ もと ちよ  
松 本 千 代



私は税理士登録してまだ1年もたたない新米です。そんな私にも西支部の皆様は優しく接して下さり本当に感謝しています。ありがとうございます。

特に信条、宗教のない私が習慣にしているについて話させて頂きます。

5年ほど前に関与先の方が「感動を与える仕事をしたい」と話されました。もちろんどんな職種の仕事においても、人を感動させられている方はたくさんいらっしゃるでしょう。しかし私はこの言葉に賛同しつつも「私には無理、無理。人に感動を与えるなんて…」って思っていました。でもこの“感動”的”言葉が気になっていました。

私はこの言葉を理解せず、何も考えずに楽天的に“人に感動を与えないなら、与えられた感動をしっかり受け止めよう”もちろん嬉しい感動だけを深く受け止めようと。

こんな勘違いから“感動探し”が始まりました。

話を聞いて感銘を受けたとき。

信頼して貰えると感じたとき。

知識がひとつ増えたとき。

美味しい食事やお酒と出会えたとき。

面白い映画を観たとき。

木々を見て季節を感じたとき。

有意義な研修を受けたとき。

様々な感動がありました。

感動探しを心掛けると、不思議なことに、嬉しい感動は毎日たくさんあります。ほんの些細な感動も、幸せを感じ、安らぎすら感じられるようになりました。

これからも“感動を与える仕事”が出来ることを夢見つつも、与えられた感動を深く受け止める事を習慣にし、人生2倍楽しもうと思っています。

P.S.: 今日の感動は、苦手な原稿書きから解放された喜びと、その解放感をあてに美味しいお酒をいただける事でしょうか。

## 最近始めた趣味

ひがし かつ き  
東 克 樹



41歳にしてゴルフを始めました。特に興味があったわけではないのですが、同じ職場の先輩達が

ゴルフ話で盛り上がっていた際に、「おもしろそうですね。」と言ってしまったことがきっかけです。その時は、話をあわせる感じで会話をしていたのですが、その2日後「コース予約したから!」と突然言われ、あたふたした記憶が残っています。今までクラブを握ったこともない私は、何から始めたらいいか全く分からず、とりあえずゴルフセットを購入することにしました。早速新品のクラブをもって意気揚々と練習場に行きましたが、人生初スイングは空振り、2球目も空振り、3球目も空振りとなり、こんなに難しいものなのかと落胆しました。始める前は、私はセンスが良いからゴルフも楽勝だと思っていたことがすごく恥ずかしかったです。

コースデビュー前に練習場には4回行きましたが、全くクラブの芯にあたらないまま本番当日を迎えることになってしまいました。前日は明日の

ために早く就寝しようと布団に入ったのですが、何故か眠れません。まるで小学校の遠足の前夜のような興奮でした。結局2・3時間程度しか眠れませんでしたが、何か吹っ切れたような気持ちでデビュー戦を迎えることができました。ちなみに結果の方は143。初心者としてはごく普通の成績となりましたが、終わってみるとすごく楽しかった記憶があります。この楽しさはどこからきているのか自分なりに考えてみました。1つは、縁に囲まれた自然の中で豪快なスイングができること。といつても〇Bですが・・。2つ目は、私も含め仲間もまるで小学生にもどったかのように無邪気にはしゃいでいたこと。が楽しかった要因ではないかと思います。

現在も練習場には通いますが進歩が全くないため、ゴルフレッスンを仲間には内緒で受けよう計画中です。

## 委員会活動報告

(平成25年8月～平成25年11月)

### 総務委員会

- 8. 8 第2回相談役会
- 8. 8 夏季講演会と意見交換会
- 8. 29 第4回役員会
- 9. 30 港支部役員・日本政策金融公庫との意見交換会
- 10. 16 第2回支部設立50周年記念事業実行委員会
- 11. 3 「税を考える週間」西区民まつりに参加
- 11. 22 新入・転入会員オリエンテーション  
8月～11月 西税務署玄関前の会員名札版の整備

### 広報委員会

- 8. 21 支部会報第83号の校正
- 9. 2 支部会報第83号の発行
- 10. 16 支部会報第84号の紙面構成と原稿依頼
- 11. 27 支部会報第84号の原稿収集と紙面割付

### 綱紀監察委員会

- 11. 11 所在不明確認調査（第1回）に関する実地調査の実施

### 研修委員会

- 8. 26 第2回ビデオ研修会
- 10. 7 第3回支部研修会
- 11. 22 第4回支部研修会
- 10月～11月 第1回研修図書配布

### 厚生委員会

- 9. 6～9. 7 支部旅行  
九州博多方面
- 10. 10 麻雀大会（港支部共催）

### 情報化対策委員会

- 10. 17 「ダイレクト納付等に関する」支部研修会  
8月～11月 支部ホームページの更新

### 財務委員会

- 9. 18 支部会費未納者の現況報告と対策
- 11. 20 支部会費未納者の現況報告と対策  
8月～11月 支部会費未納者に対し電話等による督促

### 税務支援対策委員会

- 8. 23 支部税対担当責任者会議
- 11. 12 支部税対担当責任者会議

# 支部 旅行

# 初めての支部旅行

浦野みつとし敏

西支部の浦野です。

西支部にお世話になってはや二年ですが、今回初めて支部旅行に参加させていただくことになりました。

今回の支部旅行は葉月会の主要メンバーの方も多数参加するとのことでしたので、それならぜひ参加したいと思い参加させていただきました。

朝がめちゃくちゃ弱い僕にとって、お昼の集合はかなり助かりました。ただ、新大阪駅の千成びようたん付近がわからず…。

千成びようたんって何?? 店の名前なのかと思い探しておりましたが、どうにかそれらしき団体を見つけ無事に合流。

もちろん、皆さん新幹線の中から飲みまくりです。あかん、ペースが速すぎです。

お昼すぎに博多に着き、夕方までの自由行動です。2、3時間余裕があったので、日頃の疲れをとるためにお風呂に行ってまいりました。

夕方からはみなさんとふぐづくしの懇親会。

ふぐ好きな僕にとって、かなりの楽しみでした。時期的にどうかな?とは思いましたが、てっさはやっぱりおいしかったです。ふぐと焼酎は最高の組み合わせです。

懇親会が終わってからは、葉月会のメンバーで2次会です。

12時ごろには一部のメンバーと別れ、5人程でやはり博多に来たら最後の締めはラーメンという

ことで、とんこつラーメンを食べ、ホテルに戻りました。

ラーメン屋さんが多いだけあってとてもおいしかったです。

翌日は、朝から雨で、呼子の朝市あまり楽しむこともできず残念でした。

ただ、お昼ごはんに頂いた「いか活き造り」は、新鮮で大阪では食べることできないくらい美味しいかったです。

周りに福岡に行くと伝えていたので、お土産を迷ったのですが、福岡と言えばやはり明太子と思い、お土産屋さんで明太子を購入し、無事大阪に帰ってきました。

初めての支部旅行でしたが、とても楽しい一日を過ごす事ができ、次回も参加したいと考えております。



## 新春講演会と意見交換会のご案内

平成26年1月8日(水)

◆場所：ホテルモントレグラスミア大阪 ◆会費：3,000円

### 《新春講演会》

時 間 午後5時～5時40分  
講 師 西税務署 花崎 恭一 副署長  
演 題 「税務よもやま話」

### 《意見交換会》

時 間 午後6時～8時

# 税を考える週間行事

## 税についての作文

全国納税貯蓄組合連合会及び国税庁が募集した「税についての作文」の中から優秀作品に近畿税理士会西支部長賞を贈呈いたしました。

本年度の受賞作品は次の作品です。

### 税と私たち

大阪市立西中学校 3 年

清水 理緒

私は、これまで、税のことを真剣に考えたことが無かつたし、税について何の知識もありませんでした。この作文を書くことになり、資料やインターネットなどで税について調べました。

調べていくとともに、税についてもっと考えないといけないと思いました。

私は今まで、消費税など、税なんてなくしてしまえばいいと思っていた。そもそも、税は何のために払うのか、何に使われているのか知らず、払う意味が分かりませんでした。だけど、調べてみると、税は、学校、信号機、医療費、ゴミ処理費用などに使われていました。そこで分かったのは、税によって作られているものは、私たちが普段利用するものばかりだということです。つまり、税は、私たちの生活を支えてくれるもので、税を払うことが私たち自身の暮らしをより豊かにするのだと思いました。なので、税を払うことは、すごく大事なことだと思います。

税のしくみは、国によって違うということも知りました。消費税では、日本が五パーセントなのに対し、イギリスやイタリアなどヨーロッパの国では、二十パーセントという高い数値であることが分かり、とてもおどろきました。そのことを知り、日本の消費税五パーセントを高いと感じていた自分の考えが、甘いなと思いました。そこで、なぜ日本は、租税負担率が他の国と比べ低いのか知りたくなり、調べてみました。

現在日本では、少子高齢化という深刻な問題を抱えています。日本の租税負担率が低いのはそのためでした。もし今以上に高いと、税を払う国民負担率がさらに大きくなるので、負担を将来に先送りしているとのことでした。

私は、先ほどにも書いたとおり、消費税はいらない、つまり増税反対でした。しかし、この作文

を書いて、税について色々知っていくうちに、反対という考えは変わりました。高齢化で、社会保障関係費がたくさん必要になっています。なので、高齢者の医療・介護費、年金などを、税金として私たちが少しでも多く払うことができるの、とても良いことだと思います。

これからも、税について、一人一人が真剣に考えることが、大切だと思います。普段の何げない私たちの生活も、税と人間が、支え合って成り立っています。この作文を書く前の私のように、税なんていらないと思う人は、まだたくさんいると思います。しかし、誰でも人は、医療などで税に助けられています。そのことを、たくさんの人々に知ってもらい、税に関心をもってほしいです。私は、今はまだ自分で働いたお金ではないですが、将来は、たくさん税金を払い、社会に貢献できるような人になりたいです。

### 税について

大阪市立西高等学校 2 年

西村 綾音

私は、今まで何の為に税が存在するのか正直理解していませんでした。最近の増税もはっきりと理由を知りませんでした。そこで、この機会に税について調べて、理解することにしました。

税金は公務員だけのお給料だけに使われていると思っていましたが、公共事業という私たちの街や生活を良くするために使われているそうです。なので国民は税を納める義務が課せられるんだなとわかりました。

そして増税の理由も調べてみると、国の借金が増えてきているから増税せざるを得ないという事がわかりました。借金が増える理由を考えてみて、不景気が原因かなと思いました。それもあるみたいですが、高齢の人が多いので医療費や年金が増えるというのも原因だそうです。これからも高齢化が進んでいくと、日本は大丈夫なのか心配です。私は、税を調べていくうちに税の恩恵を痛感する事が出来ました。救急車が無料で使えるのも、安心して水道を使えるのも、学校へ行けるのも税金が無ければ安定しないという事を、普通に暮らしていると考えた事はありません。消費税が無くなれば良いのになどと思っていた自分がいかに無知

か知る事が出来ました。

しかし、国民の中には税を払おうとしない人がいると思います。払わないのを続けるとどうなるのか調べてみると、住民税の場合だと延滞金が発生して、その後も払わないと差し押さえ通知書という一種の行政処分が来るそうです。そして最終的には銀行口座の凍結となります。他の種類の税も払わないとペナルティが発生するので、自分が大人になってから延滞するような事は絶対にしたくないなと思いました。

よく政治の問題でも税金について取り上げられていますが、それくらい日本の経済や、治安、私たちの暮らしに重要な物であるという事を理解し、これから税金の問題が将来日本に起った時、き

ちゃんと解決できるように私たちの出来る事の最低限は守って、協力して行きたいと思います。

そして自分の次の世代にもきちんと税金について理解させて、バトンタッチできるようにしたいです。



# 西区民まつりに参加

平成25年11月3日(日)土佐公園において西区民まつりが開催され、「税を考える週間」行事の一環として支部からも毎年参加しています。本年は神田支部長他支部役員4名が参加いたしました。

会場には税務コーナーが設けられ、e-Taxの普及拡大への広報活動としてのパンフレットの配布、広く税について知っていただくための税金クイズ等の活動が行われました。

また、近畿税理士会西支部長賞受賞作品を含む、小中学生の税に関する作文や習字、標語等も展示され市民の皆様でにぎわっていました。



# 委員会だより

新入・転入会員オリエンテーション

11月22日中国新名菜敦煌において新入・転入会員オリエンテーションを開催しました。神田支部長の歓迎の挨拶で始まり、副支部長からは各担当委員会活動の紹介や本会・支部の重点施策等の説明がされました。特に電子申告推進や36時間の研修受講達成が税理士会会員としての責務であることが説明され、綱紀事案として最近特に注目される「税理士業務処理簿」の作成についての説明がされました。続いて河井副支部長から大阪奈良税理士協同組合の活動や加入のご案内があり又、若手会員を正会員とする「葉月会」の活動につい

て相原副会長から紹介されました。

引き続き開催された懇親会では中華料理を堪能



しながら、大いに懇親を深めていただきました。参加された新入・転入会員の先生方がこれを機会に支部行事にご参加いただけるよう期待いたしております。

なお、支部ではこの新入・転入会員オリエンテーションを原則年2回開催し、新入・転入会員先生には必ずご参加いただることとしております。今回やむなくご参加いただけなかった先生方にも次回以降の新入・転入会員オリエンテーションにご参加いただきます。

参加人数	新入転入会員	9人
	西支部役員	10人
	合計	19人

### ■ ■ ■ 第3回 支部研修会 ■ ■ ■

平成25年10月7日(月)午後1時30分よりホテルモントレグラスミア大阪において、平成25年度第3回支部研修会を港支部との共催により開催しました。

講師に税理士の武智寛幸先生をお迎えし「消費税率変更による経過措置の要点整理」と題してご講演頂きました。

消費税の税率変更の経過措置を数多く紹介して頂き、実務での注意点も含め我々の日常業務に直接関係することからとても勉強になる内容でした。武智先生の今後益々のご活躍をご期待申し上げます。

参加人数	西支部	69人	港支部	30人
	他支部	1人	合 計	100人



### ■ ■ ■ 第4回 支部研修会 ■ ■ ■

平成25年11月22日(金)午後1時30分よりホテル大阪ベイタワーにおいて、平成25年度第4回支部研修会を港支部との共催により開催しました。

講師に弁護士の黒田紘史先生をお迎えし「税理士として知っておきたい、中小企業再生の手法と落とし穴」と題してご講演頂きました。

テーマの通り、税理士としても知っておかなければならぬ、中小企業再生について、わかりやすく丁寧にご説明頂きました。

今後、実務においても役に立つことばかりで、大変勉強になりました。

黒田先生の今後益々のご活躍をご期待申し上げます。

参加人数	西支部	64人	港支部	31人
			合 計	95人



### ■ ■ ■ ダイレクト納付に関する支部研修会 ■ ■ ■

平成25年10月17日(木)午後1時30分より公益社団法人西納税協会3階会議室において、「ダイレクト納付・納税証明書の電子申請等に関する」支部研修会を開催しました。

講師に西税務署管理運営第一部門 木野和久統括官他を迎えて、「ダイレクト納付の概要、システム操作、ポイントについて」、「納税証明書のオンライン請求について」、さらに「改正消費税の価格転嫁について」と盛りだくさんの内容でした。

「納税証明書のオンライン請求について」は、研修後にも多くの質問等もあり特に関心が深かったようです。

参加人数	31人	(税理士 29人、職員 2人)
------	-----	-----------------



### ■ ■ ■ 麻雀大会 ■ ■ ■

平成25年10月10日(木)まーじゃんハウス チップにおいて港支部と共に麻雀大会が開催されました。

14名の参加者があり、熱戦が繰り広げられました。

優勝者 吉村 政勝(西)

参加人数	西支部	7人	港支部	7人
			合 計	14人



## 麻雀大会に参加して

よしむらまさかつ  
吉村政勝

…「やってしまった！」…厚生担当として、参加された方が楽しんでもらえるよう常に意識して行事に臨んでいました。大会も後半に入って、私は港支部のH先生に國士無双を放銃しました。もちろんわざとではありません。会場は盛り上がり、私は内心「喜んでもらってよかった！」と思いました。しかし、その直後、今度は私が國士無双をテンパイしました。立場上「上がり」を控えておけばよかったのでしょうか、そこは「勝負師の悲しい性！」…上がり牌をつもると思わず「ツモ！！」と叫んでしまいました。結果、逆転で優勝てしまいました。私は今回が初参加で、まさにビギナーズラックでした。

参加された皆さんにも楽しんでもらえたと思いますが、「年々参加者が減って寂しいなあ」という声も耳にしました。厚生担当としましては、一人でも多くの方に参加してもらえるような厚生事業を企画・実行できるよう頑張ってまいりますので、今後とも厚生事業に積極的なご参加をお願いし、優勝者の弁とさせていただきます。



## 消費税・青色申告簿記教室

公益社団法人西納税協会において、小林秀年会員、浦野充敏会員を講師として、消費税・青色申告簿記教室を開講しました。

受講者 昼の部 11人  
夜の部 14人

## 講師感想

うらのみつとし  
浦野充敏

消費税・青色申告簿記講義の講師を務めさせていただいた浦野です。

今年で2年目となりましたが、前年に引き続き西納税協会の皆様、小林先生、ご協力ありがとうございました。今年も無事終わることができました。

最初、お話を頂いた時は、自分にできるのかと不安がありましたが、何事も経験してみたいという事でお受けしました。

1年目は、資料作成にかなりの時間を費やしました。受講者の方は簿記を初めて勉強する方から、ある程度の知識をお持ちの方まで幅広く受講されるとの事でしたので、資料作りには大変苦労しました。

もちろん初学者の方に合わせて資料を作成するのですが、あまりにも簡単だと経験者の方には退屈かな～などを考えながら。

でも、2年目という事で、前年の資料もあり今年は資料作りも手間もかかりないと、余裕ぶっていたのですが、色々と改正点があることに気づき、結局前年と変わらないぐらいの時間を費やす羽になりました。

1年目は、テキスト通りに講義をし、補足点として資料を活用しましたが、1年目の反省点として、受講者の方がどこに興味を持っているのかをあまり考えずに授業を行なったことです。

たしかに、皆さん求めていることは違うとは、思うのですが…。実務にもっと関係しているところを補足していくことに2年目は重視したつもりです。全6回で簿記の知識から消費税の申告までの範囲を理解するというのは、とても大変だとは思いますが、ある程度実のある授業が去年に比べ、できたのではないかと思っております。

機会があれば、またぜひ経験したいと考えております。関係者の皆様、本当にありがとうございました。



## 西税務署からのお知らせ

### 【e-Taxについてのお願い】

○e-Taxによる法定調書合計表等の送信について  
給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表等の提出については、e-Taxで早めに（提出期限は、平成26年1月31日（金））ご提出いただけますようお願いします。

また、大量の法定調書を作成する場合におきましては、光ディスク等（CD、DVD、MO、FD）により提出をお勧めします。

### ○e-Taxによる確定申告書の早期送信について

関与先の納税者の確定申告書（所得税及び復興特別所得税・消費税）を提出される方は、e-Taxによる代理送信でお早めにご提出いただけますようお願いします。関与先の法人等の従業員の方に対しましても、「e-Tax」や国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の利用による早期提出について周知方をお願いします。

### ○添付書類の提出省略について

所得税及び復興特別所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容を入力して送信することにより、これらの書類の提出又は提示を省略することができます。

なお、一部提出していただく必要のある書類もございますので、詳しくは、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧いただくか、最寄りの税務署までお問い合わせください。

### ○確定申告のお知らせについて

平成24年分の所得税や消費税の確定申告をe-Taxで行った場合、平成26年1月下旬に、申告用紙の送付に代えて、はがき、封書又はメッセージボックスへメールにて、申告に必要な予定納税額等の情報が通知されます。

### ○贈与税のe-Tax導入について

平成24年分の贈与税申告から、e-Taxをご利用いただけることとなりました。

贈与税の申告書を提出される関与先がございましたら、e-Taxによる代理送信でお早めにご提出いただけますようお願いいたします。

### ○予定納税額、中間申告税額の連絡方法について

平成24年分の所得税や消費税の確定申告をe-Taxで行った場合、申告用紙は送付されませんが、予定納税額、中間申告税額は、平成26年1月下旬頃に申告者のメッセージボックスに連絡が入る予定です。

### ○納税証明書のオンライン請求について

納税証明をe-Taxで請求し、税務署窓口又は郵送で受け取れます。手数料も安価（400円→370円）で待ち時間も少なく、特に窓口交付分は電子証明書の添付が不要となっております。

### ○ダイレクト納付について

ネットバンキングの契約が不要であり、簡単な操作で、届出をした預貯金口座から納付することができる便利な電子納税です。ぜひ利用勧奨をお願いします。

### 【総務課からのお願い】

#### ○確定申告書の税務署への送付について

税務上の申告書や申請書・届出書は「信書」

に当たることから、税務署に送付する場合には、「郵便物」（第一種郵便物）又は「信書便物」として送付する必要があります。

宅急便、ゆうパック、エクスパック500、ボックスパケットなど荷物扱いで送付することはできません。（申告書控えの返信用としても利用されないようお願いします。）

### 【管理運営部門からのお願い】

#### ○振替納税の利用勧奨について

平成25年分確定申告の納期限と振替日は下記のとおりです。申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税（個人）の振替納税の普及拡大にご協力をお願いします。

#### 平成25年分確定申告分の振替日等一覧

区分	納期限	振替期日
申告所得税及び復興特別所得税	3月17日（月）	4月22日（火）
消費税及び地方消費税（個人）	3月31日（月）	4月24日（木）

### 【個人課税部門からのお願い】

#### ○「国外財産調書」の提出について

平成25年12月31において、合計額が5,000万円を超える国外財産を有する場合は、平成26年3月17日（月）までに、財産の種類、数量及び価額などを記載した「国外財産調書」の提出が必要となりました。

#### ○記帳義務・記録保存義務の拡大について

平成26年1月から個人で事業や不動産貸付等を行う全ての方（所得税及び復興特別所得税の申告が必要ない方も含みます。）の記帳と帳簿等の保存が必要となりました。

#### ○「消費税課税事業者届出書」の提出について

平成25年分において、消費税の課税事業者となる方で「消費税課税事業者届出書」が未提出の場合は、速やかに提出いただけますようお願いします。

#### ○消費税還付申告書について

消費税の還付申告書には、「消費税の還付申告に関する明細書」の添付が義務化されていますのでよろしくお願いします。

### 【資産課税部門からのお願い】

#### ○「譲渡所得の内訳書（計算明細書）」の提出について

土地、建物等の譲渡で損失が生じているため、確定申告書の提出をされない場合につきましても、「譲渡所得の内訳書（計算明細書）」の提出をしていただけますようお願いします。

#### ○上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除について

上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の適用を受けるためには、譲渡損失が生じた年分について、一定の書類を添付した確定申告書を提出するとともに、その後の年分において、連続して確定申告書（「所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の繰越用）」などの添付）を提出する必要がありますので、よろしくお願いします。

## 西税務署からのお知らせ

### 《消費税法改正等のお知らせ》

#### 社会保障と税の一体改革による主な消費税法改正の概要

##### 1 消費税率が引き上げられます

消費税（地方消費税を含む。）の税率は、平成26年4月1日から8%に引き上げられます。

消費税の課税事業者が、平成26年4月1日を含む課税期間分（個人事業者の場合は平成26年分）の消費税及び地方消費税の確定申告書を作成するためには、課税売上げ・課税仕入れについて、帳簿等において、旧税率が適用されたものと新税率が適用されたものに区分しておく必要があります。

なお、税率引上げに伴う経過措置により、平成26年4月1日以後に行われる取引であっても、旧税率が適用される場合があります。

##### 2 任意の中間申告制度が創設されました

直前の課税期間の確定消費税額（地方消費税額を含まない年税額）が48万円以下の事業者（中間申告義務のない事業者）が、任意に中間申告書（年1回）を提出する旨を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間以後の6月中間申告対象期間について、自主的に中間申告・納付することができることとされました。

事業年度が1年の法人については、平成26年4月1日以後開始する課税期間の中間申告から適用されます。

なお、個人事業者の場合には平成27年分の中間申告から適用されます。

#### 消費税転嫁対策特別措置法に規定する総額表示義務の特別措置

消費者向けの価格表示については、税込価格を表示（総額表示）することが義務付けられていますが、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為のは正等に関する特別措置法」（消費税転嫁対策特別措置法）により、平成25年10月1日から平成29年3月31日までの間は、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置」（誤認防止措置）を講じている場合に限り、税込価格を表示（総額表示）しなくともよいとする特例が設けられました。

なお、消費者の方々の利便性にも配慮する観点から、この特例の適用を受ける事業者は、できるだけ速やかに「税込価格」を表示するよう努めることとされています。

##### 【誤認防止措置の具体例】

(例 1)

値札、チラシ、ポスター、商品カタログ、インターネットのウェブページ等において、商品等の価格を次のように表示する。

○○円(税抜価格)

○○円(税別)

○○円(本体価格)

○○円+税

○○円+消費税

(例 2)

個々の値札等においては「○○円」と税抜価格のみを表示し、別途、店内の消費者が商品等を選択する際に目に付きやすい場所に、明瞭に、「当店の価格は全て税抜価格となっています。」といった掲示を行う。

※ 消費税率の引上げを含む消費税法の改正内容の詳細については、税務署窓口備付けのリフレット（『消費税法改正等のお知らせ』（平成25年11月版））又は国税庁ホームページの「消費税法改正のお知らせ（社会保障と税の一体改革関係）」をご覧ください。

## 大阪府からのお知らせ

### **法人事業税・府民税の申告は電子申告で**

大阪府では、法人事業税・府民税について、全国共通の地方税電子申告システム(eLTAX:エルタックス)を利用し、インターネットによる申告・申請等の受付を行っています。是非、ご利用ください。

\*詳しくは

eLTAXのホームページ  
eLTAXのヘルプデスク

<http://www.eltax.jp>  
0570-081459

### **はじめよう！個人事業税の口座振替**



\*詳しくは

個人事業税は、大阪府内に事務所や事業所を設けて、物品販売業や製造業など課税対象事業を営んでいる個人の方が納める税金です。

**便利！安心！安全！な個人事業税の口座振替をご利用ください。**

口座振替依頼書等関係書類は、府税事務所に備えているほか、大阪府ホームページからもダウンロードできます。

大阪府ホームページ「府税あらかると」<http://www.pref.osaka.jp/zei/alacarto/>  
又は府税事務所へお問合せください。

《問合せ先》大阪府中央府税事務所 電話番号 06-6941-7951

## **大阪市弁天町市税事務所からのお知らせ**

### **償却資産の申告**

会社や個人で工場や商店などを経営し、その事業のために用いられる償却資産を所有している人は、毎年1月1日現在の資産の状況などについて、申告していただくことになっています。

**申告期限** 每年1月31日

**申告先** 市税事務所（なるべく資産の所在する区を担当する市税事務所まで提出してください。）

※弁天町市税事務所の担当区域は、福島区・此花区・西区・港区・大正区です。

償却資産の対象となる資産を種類別に例示しますと…

資産の種類	具 体 例
①構築物	受変電設備、自家発電設備、広告塔、駐車設備、門、塀、煙突、庭園、緑化施設、舗装路面、外構工事、内部造作など
②機械および装置	機械式駐車設備、工作・木工機械等各種製造加工機械、印刷機械、化学装置、電動機・起重機、土木建設機械、その他各種業務用機械および装置など
③船舶	ボート、はしけ、貨客船、漁船、工作船、水中翼船など
④航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
⑤車両および運搬具	大形特種自動車、客車、貨車など (注)自動車税、軽自動車税の課税対象となる自動車などは、償却資産として課税対象には含まれませんので、ご注意ください。
⑥工具・器具および備品	パソコン、LAN設備、医療用機器、歯科診療用ユニット、理容・美容器具、看板、ネオンサイン、厨房機器および用品、冷凍・冷蔵庫、机・椅子、ロッカー、応接セット、陳列ケース、ガス湯沸器等ガス機器、テレビ等映像音響機器、放送機器、室内装飾品、絨毯・カーテン、コピー機、レジスター、光学機器、遊戯器具、自動販売機、取扱工具等各種工具、観賞用・興行用の生物など

《問い合わせ先》 弁天町市税事務所税務担当（固定資産税（償却資産）グループ）  
TEL 06-4395-2959 FAX 06-4395-2812

# 保険・福祉共済制度・あっせん事業 の利用に一層のご協力を!

## 大阪・奈良税理士協同組合は……

「組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のための共同事業を行い、経済活動を促進し、その経済的地位の向上を図る」ことを目的としています。(定款第1条)  
スケールメリットを生かした事業を行い、その収益を組合員の皆様へ還元しています。

やがて  
大きな実を  
結びます。

## 保険事業

### <全国税理士共栄会>

- ◆VIP大型総合保障制度  
経営者大型保険  
経営者保険総合プラン  
経営者スーパープラン  
所得補償保険+医療保険
- ◆全税共年金

### <近畿税理士企業共済会>

- ◆総合事業保障プラン  
Lタイプ無配当歳満期定期保険  
Rタイプ無配当年満期定期保険  
Jタイプ無配当重大疾病保障保険  
Mタイプ無配当総合医療保険  
無配当遅増定期保険  
無配当遅減定期保険

## 阪奈積立年金

- 税理士及びその従業員(家族従業員を含む)が加入できる拠出型企業年金保険です。
- ◆月 払 い…1口5千円で2口以上
  - ◆一時払い…月払いに加えて1口 10万円で500口まで
  - ◆加 入 月…2月1日・4月1日  
6月1日・8月1日  
10月1日・12月1日  
の年6回
  - ◆年金開始時期は自由設定
  - ◆一時金の受取り可能

## あっせん事業

- 税理士業務関連/不動産業務関連  
税理士マーク入りクレジットカード  
ロ ー ン 関 連 / ゴ ル フ 関 連  
カーライフ関連/紳士・婦人服  
人材派遣関連/生活関連  
P E T ガ ン 検 診 / 事 務 用 品 等

## 小規模企業共済制度

- 小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)又は会社等の役員の方の退職金制度です。
- ◆掛金は全額所得控除の対象
  - ◆60歳以上の経営者の方も加入が可能

## 中小企業倒産防止共済制度

- (経営セーフティ共済)  
取引先が倒産した場合の連鎖倒産や経営難を防止するための共済制度です。
- ◆掛金は損金(必要経費)算入が可能
  - ◆掛金の10倍の範囲内(最高8,000万円)の貸付が可能

## 中小企業退職金共済制度

- 中小企業の従業員に対する退職金制度です。
- ◆掛金は損金(必要経費)算入が可能
  - ◆転職の場合や過去勤務期間の通算が可能



# 大阪・奈良税理士協同組合

〒540-0012 大阪市中央区谷町1-5-4(近畿税理士会館11F)

TEL(06)6941-6888/FAX(06)6947-2800

URL : <http://www.hanna-zeikyo.jp>

# 新入・転入会員です、よろしくお願いします。



氏名 河合由紀子

生年月日 昭和49年4月30日  
 出身地 奈良県  
 血液型 A型  
 事務所 西区京町堀1-6-4  
 りそな京町堀ビル7階  
 T E L 06-6225-0353

経歴 平成11年～平成13年 浪速支部 藤原伸彦  
 税理士事務所勤務

平成13年 税理士登録  
 平成13年～平成21年 浪速支部 河合薰税

理士事務所勤務

平成21年 河合薰税理士事務所（祖父の事務所）を事業承継

平成25年 浪速支部より西支部に事務所移転  
 旅行、水泳、ランニング

趣味条  
夢なき者に理想なし、理想なき者に計画なし、  
計画なき者に実行なし、実行なき者に成功なし。  
故に、夢なき者に成功なし。

一言 どうぞよろしくお願ひいたします。

氏名 川嶋善明

生年月日 昭和60年5月1日  
 出身地 奈良県  
 血液型 AB型  
 事務所 西区南堀江4-17-18 原田ビル303号  
 T E L 06-6539-5351  
 経歴 専門学校卒業後、会計事務所へ就職  
 野球  
 趣味条  
相手の立場にたって物事を考える  
 関与先様から、相談しやすい税理士と思って頂けるような対応を心掛けたいと思います。

氏名 住谷清治

生年月日 昭和28年3月16日  
 出身地 大阪府  
 血液型 B型  
 事務所 西区西本町1-10-10  
 オーエックス西本町ビル1010号室  
 T E L 06-6710-9201  
 経歴 平成25年7月 大阪国税局退職  
 味  
ゴルフ、釣り  
 条  
誠意と創意  
 信  
一言 よろしくお願ひいたします。



氏名 児玉文人

生年月日 昭和46年12月15日  
 出身地 和歌山県  
 血液型 A型  
 事務所 西区江戸堀1-8-17  
 イーエム肥後橋6階  
 T E L 06-6446-9800

経歴 株式会社ライフ  
 →新日本有限責任監査法人  
 →株式会社谷澤総合鑑定所  
 →児玉会計鑑定事務所

趣味条  
読書  
流れにまかせる  
 信  
一言 9月に転入してまいりました。これからよろしくお願ひいたします。

氏名 柴垣武史

生年月日 昭和56年8月2日  
 出身地 大阪府  
 血液型 O型  
 事務所 西区新町1-22-14 コーラルビル2F  
 T E L 06-6543-3751  
 一言 よろしくお願ひいたします。



氏名 田中雅子

出身地 兵庫県  
 事務所 西区勒本町1-10-4  
 趣味 ヨギング、海外旅行



氏名 長畠裕史

生年月日 昭和28年3月8日  
 出身地 岡山県  
 血液型 AB型  
 事務所 西区江戸堀1-23-19  
 グラン・ビルド江戸堀1001  
 T E L 06-6136-7666

経歴 昭和50年 中央大学法学部卒業後、大阪国税局に勤務  
 以後38年余の勤務の後、

平成25年7月 退官

平成25年8月 税理士登録

趣味条  
海(船)釣り、ドライブ、史蹟めぐり  
信  
特になし

一言 退官前の1年間、西税務署在勤中は、西支部の皆様方には大変お世話になり、ありがとうございました。今後は、西支部の一員として、よろしくお願ひいたします。



氏名 辰巳大樹

生年月日 昭和53年11月25日  
 出身地 大阪府  
 血液型 O型  
 事務所 西区南江戸堀1-4-21  
 日宝肥後橋中央ビル506  
 T E L 090-3925-7568

経歴 平成14年3月 同志社大学商学部卒  
 平成17年11月まで 山崎パンでアルバイト  
 平成17年12月～平成25年6月 有限責任あ

づき監査法人  
 趣味条  
旅行(世界一周経験あり)、野球、テニス、  
ゴルフ、麻雀

信  
一期一会  
 一言 新入でご迷惑をおかけすることもあるかと思  
いますが、何卒よろしくお願い申し上げます。



## 会員の動き

平成25年8月1日～平成25年11月30日

◎新入、転入しました。よろしくお願ひします。

入会日	登録番号	氏 名	区分	事務所所在地	電話番号	FAX番号	備考
25.08.07	124332	川嶋 善明	転入	西区南堀江4-17-18 原田ビル3階 横山良次税理士事務所	6539-5351	6539-5350	西淀川より
25.08.14	84043	南谷 正仁	転入	西区朝本町3-8-9 小田急阿波座海部ビル7階 税理士法人あおば大阪事務所	6445-8505	6445-8506	奈良より
25.08.21	124506	北澤 克也	転入	西区ア波座1-4-4 野村不動産四ツ橋ビル8階 T.F.G税理士法人	6538-0872	6538-0896	城東より
25.08.29	124899	田中 雅子	入会	西区朝本町1-10-4 税理士法人岡本事務所	6441-0233	6443-2358	
25.08.29	124939	中村 智佐	入会	西区京町堀1-8-31 安田ビル	080-4241-9126	-	
25.08.29	124955	住谷 清治	入会	西区西本町1-10-10 オーエックス西本町ビル1010号室	6710-9201	6710-9202	
25.08.29	125012	長畠 裕史	入会	西区江戸堀1-23-19 グラン・ピルド江戸堀1001号	6136-7666	6136-7667	
25.08.29	125015	高原 健介	入会	西区江戸堀1-4-27 プレジールビル	090-7498-7584	6445-1112	
25.09.04	108929	児玉 文人	転入	西区江戸堀1-8-17 新岡本ビル6階	6446-9800	6446-9810	東より
25.09.25	125423	八杉 雅喜	入会	西区ア波座1-4-4 野村不動産四ツ橋ビル8階 T.F.G税理士法人	6538-0872	6538-0896	
25.09.25	125443	辰巳 大樹	入会	西区江戸堀1-4-21 日宝肥後橋中央ビル506	090-3925-7568	-	
25.10.18	31706	細名 千代喜	転入	西区南堀江1-16-9-316	4391-3955	4391-3956	西淀川より
25.10.23	125663	羽場 洋介	入会	西区朝本町1-11-7 信濃橋三井ビルディング9階 A.G.S税理士法人大阪支社	6449-6678	6449-6698	
25.10.23	125666	堀 竜也	入会	西区北堀江1-1-4 長堀新興産ビル10階 吉田昌弘税理士事務所	6531-0722	6541-3341	

◎転出、退会しました。お世話になりました。

転出日	登録番号	氏 名	区分	事務所所在地	電話番号	FAX番号	備考
25.08.27	73864	山田 隆之	転出	大津市緑町25-6	077-573-1455		大津へ
25.09.01	24119	田村 博毅	転出	枚方市樟葉並木2-22-10 長沢ビル204号	072-807-8751		枚方へ
25.09.03	84032	西原 千景	転出	大阪市阿倍野区播磨町1-7-9	6115-7671		阿倍野へ
25.09.04	123405	松岡 幸宏	転出	大阪市北区南森町1-3-13 藤隆ビル2階	6585-0501		北へ
25.09.09	117589	薄木 英二郎	転出	大阪市北区西天満4-6-3-901	6365-5513		北へ
25.09.10	125015	高原 健介	転出	三木市加佐241-1	0794-82-5355		三木へ
25.09.11	115626	藏重 篤史	転出	大阪市北区天満2-1-29 オプティックダイエービル1階	6360-9150		北へ
25.10.01	100028	長谷川 徹	転出	大阪市平野区平野宮町1-4-29 宮町ビル5階	6796-3988		東住吉へ
25.10.02	121369	浅川 紘平	転出	大阪市中央区道修町1-7-10 扶桑道修町ビル3階	6222-0030		東へ
25.10.23	22432	佃 敏夫	退会	大阪市西区江戸堀1-22-38 三洋ビル4階	6443-1036		死亡
25.11.06	108452	山田 健史	転出	芦屋市南宮町14-3-103号	0797-35-2224		芦屋へ
25.11.06	124507	小川 隆史	転出	大阪市北区芝田1-10-10	6374-0753		大淀へ
25.11.25	89730	小林 秀年	転出	大阪市中央区本町2-2-5 本町第2ビル8階	6263-4440		東へ
25.11.29	113231	今仲 那津子	転出	八尾市南龜井町1-3-5	090-9829-0392		八尾へ

11月30日現在 会員数 335名 法人会員数 28件

## 『税理士業務処理簿』作っていますか？

税理士法第41条第1項において「税理士・税理士法人は税理士業務に関して帳簿を作成し、委嘱者別に1件ごとに、**税務代理・税務書類の作成・税務相談の内容と顛末**を記載しなければならない」と定められていることをご存じですか。

本会綱紀監察部や税務当局もこの帳簿作成を

重視しており、支部懇談会等でも度々話題とされています。

この「税理士業務処理簿」の様式は非常に簡易であり、記載内容も少なく作成に時間が取られるようなものではありませんので、必ず作成・備付けをするようにしてください。

「税理士業務処理簿」は  
近畿税理士会  
ホームページに  
掲載されています。

近畿税理士会  
<http://www.kinsei.or.jp/>

近畿パソネット  
IDとパスワードは  
お問い合わせください

業務関係  
資料室



▼富士山（津國 孝二会員）



▲富士山（津國 孝二会員）



▲支部旅行・博多（尾本 美恵子会員）



▲支部旅行・中洲（村尾 一機会員）

◆書面添付(法33条の2)の励行と「電子申告・納税等開始届出書」の早期提出を!

### 編集後記

新年あけましておめでとうございます。

昨年は、オリンピック・パラリンピックの東京招致が決まり、アベノミクスの影響で日経平均は1万5千円台まで回復いたしました(H25年11月現在)。午年の今年、この流れを受けて日本経済が馬の駆け足のように、より早くより力づよく疾走してくれることを願います。

さて、今年も紙面充実のため皆様に投稿のお願いすることもございますが、何卒ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

(高田 美和)